

斐川宍道水道企業団料金等審議会【第5回】 会議録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金） 13:30～15:30

2. 開催場所 斐川宍道水道企業団3階会議室

3. 会議の出席者

(1)審議会委員（出席：9名 欠席：0名）

高橋 義孝 会長	吾郷 光洋 委員	有田 政明 委員
飯塚 由美 委員	石富 修 委員	儀満 宏佳 委員
万代志津子 委員	山田 結 委員	渡部 靖司 委員

(2)斐川宍道水道企業団

事務局長 原 拓也
事務局次長 藤間 新悟
工務課長 大上 俊司
調整官 矢田 浩幸
収納係長 山代 尚幸
会計係長 河原 仁志
会計係主任 玉木 智康

4. 会議形式 非公開

5. 会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
答申書（案）について
4. その他
・今後の予定について
5. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

答申書（案）について

～事務局説明～

【資料19】

会長) 答申書案が提示されましたので、不足する点、表現の修正等があれば、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

その前に、以前の会の中でご意見がありました2段階の料金改定の件ですが、収入に不足が生じるなど財政計画に影響を及ぼすことから、一つの意見として承り、当審議会としてはこの案は見送らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか？

～各委員了承～

【資料19】の1ページの「4. 附帯意見」についてですが、丁寧な広報活動は十分やっていただく必要がありますし、経費削減も今後も進めていただきたいと思います。また、5年を目途に料金水準を検討するという点については、料金を上げる上げないは別として定期的に検証していただきたいと思います。

ここに記載されている項目以外に付け加えることがありますでしょうか？

例えば、農業用で水を多く使う世帯、工場や学校を含めた官公庁はけっこう値上がりすると思いますが、これについては触れなくてもよいでしょうか？

委員) これまで4回の討議を経て、委員の皆さんも意見を出し尽くされた結果ですので、特に申し上げることはないかなと思います。

委員) 各委員の皆さんからの率直な意見を反映した結果、まとまった答申書だと思います。あとは、住民の皆さんへの周知をしっかりといただければと思います。

委員) 住民の皆さんが納得される説明をお願いします。また、先般の能登半島地震の時も水道管の老朽化による被害の指摘もありましたので、その点では皆さんも納得されるのではないかと思います。

委員) さきほど農業で多く水を使う世帯についての話がありましたが、【資料19】の5ページの(イ)従量料金の逦増制の表の③従量料金②の区分がこれにあたるのかなと思います。農業をされる方にも配慮したことを記載してもいいかなとも思いますし、この中に含まれているので、これ以上付け加えなくてもよいとも思います。

- 委員) 一般家庭を一番に考えて改定を進めていったのは納得いただける点だと思います。答申書はうまくまとめられていると思います。
- 委員) 今後、住民の皆さまへ広報する際に、今まで安い料金で水を提供できていたことや、老朽管の更新の必要性を詳しく丁寧に説明していただくとよいと思います。
- 委員) 料金算定期間は令和7年度から令和11年度の5年間ですが、5年後にもとの料金に戻るといえることでしょうか？
- 事務局) もとに戻るといえるのではなく、5年後に改めて検討を行うということです。検討の結果、必要があればまた審議会を開催して料金の改定を行うこともありえます。
- 事務局) 今までも料金改定の検討を行っていなかったわけではなく、毎年の決算の際に経営状況を分析していますし、監査委員に経営状況を見ていただいています。
- 委員) 答申内容については、申し上げることはありませんが、さきほども説明会や広報による丁寧な周知を行って欲しいというお話がありました。先般、出雲市が下水道使用料の改定を行った際にも広報いずもに掲載されましたが、配布文書が非常に多いこともあり、細かく見ておられる方は少ないのではないかと思います。広報への掲載も必要ですが、他の手段での周知も検討をしていただきたいと思います。
- 会長) さらに、出雲市の下水道使用料の改定の際も、自治協会長から町内会長会を通じて各家庭に広まったという例があるので、自治協会長会を通じての情報伝達もあわせて図っていただきたいと思います。
- 委員) 委員の皆さんからは、広報の重要性と、周知が行きわたるように配慮していただきたいという意見をいただきましたので、事務局側で配慮をお願いしたいと思います。
- 事務局) 答申書案の内容については、委員の皆さんの意見では修正なしとのことでしたので、この内容とさせていただきます。多少の字句・語句の微修正については、私のほうで確認させていただきたいと思います。

4. その他

- ・今後の予定について

- 事務局) 今後の予定ですが、令和6年3月11日(月)の午前9時30分から、斐川宍道水道企業団庁舎内において、会長から企業長へ答申書を手渡ししていただく予定です。なお、それまでのところで委員の皆さまには、修正後に確定した答申書を改めて送付させていただきます。

答申後の予定としては、令和6年6月頃開催予定の臨時議会に給水条例改正案を上程し、条例の可決ののちには、7月以降でホームページ及び広報紙による周知、住民説明会の開催を予定しています。さきほどご意見をいただいたとおり、いろいろな手法を考慮して実施していきたいと思えます。

会長) 予定されているホームページや広報紙での周知、住民説明会の開催について、具体的な内容の説明をお願いします。

事務局) ホームページについては、今回の答申書と、あわせて住民説明会の資料に相当するものを掲載する予定です。住民説明会については、現時点での案では、斐川町内は中学校単位で東西2箇所、宍道町内で1箇所、島村町内で1箇所の計4箇所を考えています。広報紙による周知については広報いずもに掲載するのではなく、企業団単独で広報紙を作成し、配布することを考えています。また、さきほどご意見をいただいた自治協会を通じて周知する手法についても、あわせて検討させていただきたいと思えます。

委員) 住民説明会については、企業団側での主催ということでしょうか？

事務局) 企業団側の主催になります。審議会委員の皆さまは出席いただく必要はありません。

委員) 自治委員さんを通しての周知だと、回覧板とかで細かく周知が各家庭に伝わると思えます。

委員) 自治会に未加入の方に対しての周知はどうなりますか？

事務局) ホームページによる周知と、各コミュニティーセンターに広報紙を設置して周知を図る方法がありますが、果たして何人の方に見ていただけるかという懸念はあります。

委員) 大型店舗などに置いてもらうという方法もあるかなと思えます。

事務局) 水道メーターの検針の際に、検針員が各戸に検針票を投函しますが、その際に周知文も一緒に投函するという方法も考えられます。

委員) 先日、新聞に水道管の耐震化率に関する記事が掲載されていましたが、これは今後行う老朽管更新工事対象の水道管でしょうか？

事務局) 掲載されていたのは大口径の基幹管路の耐震化率で、企業団においては耐震化率29.7%となっています。これに対して、毎年度6kmの老朽管更新の対象の水道管は、主に使用者の方へ水をお配りする配水管になります。なお、企業団における水道管の耐震化率は、導水管が44%、送水管が35.4%、口径200mm以上の配水本管が26.1%となっています。毎年度6kmの老朽管更新には、配水本管も含まれますので、今後更新工事を進めていけば配水本管も含めて耐震化率は徐々に上がっていくこととなります。あと、山の中を走っている送水管についてはしっかりとした鑄鉄管で作られています

が、今後どう更新していくかが課題です。

委員) 広報周知のスケジュールはおおむねどう考えておられますか？

事務局) 現時点では、先に住民説明会の開催案内もあわせて記載した広報を配布し、その後説明会を開催する考えです。条例改正が令和6年6月か7月を予定していますので、広報は夏から秋にかけて配布し、その後住民説明会の開催になろうかと思えます。

委員) 住民説明会では、最初から改定率13%という数字を出されるのでしょうか？

事務局) 平均改定率としてはお示ししますが、前回の審議会でもお話したとおり、一般家庭でこのくらい水を使用されるとこれくらい上がる、という具体的な例をあげてご説明するようになると思えます。

5. 閉会

原事務局長あいさつ